

公 告

第 3 6 3 号

健康保険法第47条第2項の規定に基づき、同法第3条第4項の規定による任意継続被保険者の標準報酬月額的基础となる当組合の令和6年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額及び令和7年4月度からの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、下記のとおりであることをお知らせします。

令和7年3月10日

S Gホールディングスグループ健康保険組合

理事長 阿 部



記

平均標準報酬月額	344,541円
任意継続被保険者の標準報酬月額の上限	340,000円